

十字架の道行き信心の史的概観 (4) 完

アメデ・テータールト・ドゥ・ゼデルヘム

Aperçu historique sur la dévotion au chemin de la croix

Amédée Teetaert de Zedelgem

関根 浩子 訳

Transl. Hiroko SEKINE

崇城大学芸術学部美術学科教授

Professor, Department of Fine Arts, Faculty of Art, Sojo University

(前号からの続き)

3 14 留の十字架の道行きの形態の 17世紀における普及

17世紀には、当時流行した十字架の道行きの多くの形態や、さまざまな国々で実践されたその他のイエスの転倒や移動といった類似の信心業と並んで、フランドル人たち（シント＝トレイデンの写本の不詳の作者やベトレム、ヤン・パスカ、ピエール・ステルクス、そしてオランダ人アドリヘム）が開始した形態が、特にアドリヘムの著作の尋常ではない流布のお蔭でますます広まった。アドリヘムの記述に従って建設されたこの新しい十字架の道行きの形態は、こうしてベルギーのフラマン語圏、すなわちルーヴェンやメッヘレン、フィルフォールデ、ニヴェル、リール、ヘント、イーペル、コルトレイク、オードナールド、アールスト、フルネ、オルセネ、エクサルデ、エルトフェルデ、アルドーイな

どでたちまち普及した。これに対しワロン語圏では、依然として7留の古い形態が遵守された。フラマン語圏の地域では、アドリヘムに倣って、^{ヴィア・カプティウイターティス}捕縛の道（オリーヴ山からピラトによるイエスの死刑宣告までの6留の道行き）と、いわゆる十字架の道行き（ピラトの官邸からカルヴァリオ上でのキリストの死までの12留の道行き）が区別された。しかし、いずれにしても13番目の留、すなわち「イエスの埋葬」が加えられたため、このフラマン語圏の十字架の道行きは19留を数えていた。従って、現行の我々の十字架の道行になるには、あと13番目の留だけが足りないことになる。17世紀に、その発言と文筆によってこの十字架の道行きの形態を広めるのに最も貢献したのは、異論の余地なくフランドルのイエズス会士J. アンドリエス（1653年没）である。彼の著作である『40の明瞭なイコンによる受肉から死に至るまでのイエス・キリストの不断の拷問ないしは受難』（*Perpetua crux sive passio Jesu Christi a*

puncto incarnationis ad extremum vitae quadraginta iconibus explicata)⁽²⁶⁹⁾と、『煉獄の魂のための新たな請願書』(*Novus libellus supplex pro animabus purgatorii*)⁽²⁷⁰⁾は、それぞれ12版、16版を重ね、あらゆる国々に広まった。両著作において彼は、フランドルで流行したほかならぬアドリヘムの留のシステムを辿り、19留を受け入れてもいる⁽²⁷¹⁾。しかし留は、7つの曜日に振り分けられている。そして特に、留ごとにひとつの祈りがあり、その祈りの中で留の主題が黙想され、神への祈願がなされるため、ひとつの真の信心業をなしていると言える。

J. アンドリエス⁽²⁷²⁾が証言しているように、オーストリアやバイエルンではアドリヘムの記載に従った十字架の道行きの留が速やかに設置された。この十字架の道行きのシステムは、早くも17世紀にはポーランドでも知られ、同世紀の間にアドリヘムの留に一致する18留の十字架の道行きが設置された。例外は「ウェロニカ」の留で、ポーランドのものにはそれがない⁽²⁷³⁾。アドリヘムの留の形態は、バイエルンの巡礼地ブーヒェンヘルには早くも1591年に見出される。そこには10留ないし11留の十字架の道行きがあったが、それらはアドリヘムのいわゆる十字架の道行きの最初の10留ないしは11留に一致していた⁽²⁷⁴⁾。ノイシュタットに17世紀に存在していた25留の十字架の道行きは、苦しみの道行き(8留)と、いわゆる十字架の道行き(フランドルで流行していたものと同様に13留)を含んでいた。その他の4留は、いわゆる受難には属していない「最後の晩餐」、「聖母マリアの家」、「昇天の場所」、「マリ

アの墓」⁽²⁷⁵⁾であった。K. A. クネラーは、オーストリアのグラーツのシュトラースガングに16世紀に建設された14留の十字架の道行きについても挙げている⁽²⁷⁶⁾。

ドイツでは、キリストの転倒に対する信心が民衆の間に根づいていたが、17世紀以降は、アドリヘムの留のシステムの導入の試みが早くも確認される。その導入に大いに貢献したのはイエズス会士ナカテウス(1682年没)であった。彼は8年で1,400部の売り上げを記録した自著『天国の小さき棕櫚の園』(*Himmlische Palmgärtlein*)⁽²⁷⁷⁾と、そのラテン語訳『コエレステ・パルメトゥム』(*Coeleste palmetum*)⁽²⁷⁸⁾の中で、アドリヘムの12の留を再び採用して、それらのドイツへの普及に尽力している⁽²⁷⁹⁾。ウィーンのとある公の競売会で1906年に見出された16世紀末に遡る1枚のフォリオには、表面に15の絵イメージが描かれていた。それらのうち最初の絵には、山に登るひとりの巡礼が表現されており、その他の14の絵には現行の我々の十字架の道行きの14の留が表現されている。我々の道行きとの唯一の違いは、9留と10留が逆になっていることだけである。

1659年には、雪花石膏の十字架で表された27留の十字架の道行きが、フランシスコ会サンティアゴ管区の小さき兄弟会士ルイス・セルヴェラによって、ペルーのロス・レイエス村に設置された⁽²⁸⁰⁾。こうした著述家たちは、あいにくそれ以上の詳しい記述を残していない。

17世紀に小さき兄弟会士シメオン・メンハルトによって、十字架の道行きの信心

業にとって重要な手引書が出版されたが、その手引書『パッソロギア』(Passologia)⁽²⁸¹⁾の49番目の説教では、「苦しみの道行きもしくは十字架の道行き、並びに霊的巡礼論」(Von der Marterstrass o der Creutzweg und geistlichen Wallfahrt)が論じられている。メンハルトは受難全体を29の場所か留に分けており、それらのうち14の留は苦しみの道行きに属している。14の留とは、「ベトファゲ」、「ベタニア」と「イエスの聖母への暇乞い」、「最後の晚餐」、「ゲッセマニ」、「アンナの館」、「カイアファの館」、「牢獄」、「ピラトの官邸」、「ヘロデの館」、再び「ピラトの官邸」、「笞刑」、「エッケ・ホモのアーチ」、「死刑宣告」、「イエスが再び聖衣を纏う笞刑の場所」である。次いで、選択と配置の点で我々のものと一致する15留のいわゆる十字架の道行きがきている。異なるのは、1)それが4回の転倒を含み、それらのうち2度目の転倒はキレネのシモンとの出会いと一致し、同主題によって単独の留を構成していること、また、2)現行の我々の十字架の道行きにはないふたつの留、すなわち「十字架の下に聖母と敬虔な婦人たちが居た場所」と、「埋葬の後エルサレムに戻るマリア」を加えていること、さらに、3)我々の十字架の道行きの最後の留が欠けていること、である。シメオンの本とアドリヘムのそれとの間の類似は明らかである。

17世紀中に幾度も出版された1冊の小冊子⁽²⁸²⁾があり、それは、当時のドイツにおける十字架の道行きの実情を知るのにとっても興味深い*。この小冊子の導入部は、シント＝トレイデンの写本から採られたも

のであり、著者は、十字架の道行きのうち、どちらかといえばまだ古形と合致している7つの場面を黙想し、同数の祈りを提示した後で、アドリヘムの12の留を列挙している。従って、人々は一方で十字架の道行きの古形を手放したがるもの、他方ではフランドルの著述家たちの新しい留のシステムの導入に反対しようとしているわけでもないと推論される。当時ドイツで非常に流布した7回の転倒の信心業も、アドリヘムのシステムに関係している。カプチン会士マルティン・フォン・コッヘムが広めたこの信心業の形態は、事実、アドリヘムの留から採られており、7回の転倒はアドリヘムの3～9留に合致している⁽²⁸³⁾。

先に引用したフランドルの著述家たちが開始し、とりわけオランダ人アドリヘムが広めた十字架の道行きの留の形態は、17世紀の間に西欧の大部分の国々に広められるとともに、エルサレムにも、(長年に亘って伝統的システムが流行していたにもかかわらず)導入され始めた。これに対し、その形態は、ドイツ(全般的に15世紀以来人々の間に定着した7回の転倒の信心業に依然として忠実であった)では、もっぱら福音書から借用していて伝承的要素はない(フランドルの著述家たちが広めたものにはある)留群から成る別の形態を広めようとしていた幾人かの著述家の強い抵抗にも遭遇した。こうした抵抗者の中で最も重要な著述家のひとりであったのは、異論の余地なくイエズス会士A.パーヴィリエ(1678年没)である。フランス語で53版を重ね、あらゆる言語に翻訳もされた彼の著作⁽²⁸⁴⁾は、フランドルの著述家たちが擁

護して全西欧に広まった、すでに分析した受難全体に及ぶ18留の形態のシステムにとって代わるために書かれたものであった。

これまでに得られた諸結果を検討すると、これまで検証した十字架の道行きの留の全形態中には、今日我々が実践している形態と全体として完全に一致するものはないと言わざるをえない。このことは、引用したフランドルの著述家たちが創始し、同形態の多くの主人公たち（とりわけアドリム）が広め、17世紀の間に完成された形態にも当てはまる。ただし後者は、現行の我々の十字架の道行きと否定しがたい大きな類似性を示してはいる。すでに見たように、これまで分析した現行の形態に最も近い十字架の道行きの形態のすべてに第13留が欠けているし、本来の十字架の道行きは、一般に、捕縛の道といわゆる十字架の道行きを含む最長の十字架の道行きの信心業の一部となっているのである。それゆえ、今日の我々の十字架の道行きとまったく同じ十字架の道行きが、どこで、いつ、誰によって導入されたかという厄介な問題がどうしても提起されることになる。これまで収集した史料によれば、十字架の道行きの決定的な形態は、まずは17世紀にスペインに導入し、次いでサルデーニャ、そしてそこからイタリアに移植し、やがて世界中に広めたフランシスコ会士に帰されるように思われる。

15世紀以降のスペインとイタリアにおける十字架の道行きの存在と実践についての総括的研究がないのは誠に遺憾である。しかし、サルデーニャの小さき兄弟会士サルヴァトーレ・ヴィターレの明白な証言か

ら、ヤン・パスカやベトレム、ロッカ某という名前のサルデーニャのシトー会の博士バシーレ・ロペスが記述したような十字架の道行き⁽²⁸⁵⁾が、留と留の間に、アドリムやピエール・ステルクス、マテウス・スティーンベルグの記載に従った間隔を空けて、スペイン中に……、また、フランシスコ会オブセルヴァント派やディスカルケアト（跣足）派、レコレクト派、カプチン派の修道院のみならず、多くの修道院や世俗の邸宅にも設置されたことがわかる。さらに同じヴィターレは、スペインでは、毎週金曜日に男性も女性も整然と設置された十字架を留として訪問、通過するような十字架の道行きに対する信心が表明されたと明言している。要するに、彼が結論付けたところでは、十字架の道行きは、まだそれを備えていない女子修道院や男子大修道院、邸宅が、それを設置しようと必死になるほどスペイン中に広まっていたのである⁽²⁸⁶⁾。同じヴィターレを通して、我々は、スペインには2種類の十字架の道行き、すなわちフランドルの十字架の道行きの創設者たちが示した留と留の間の距離が尊重された長い道行きと、そうした距離を考慮していない、それより短い道行きが存在していたことを知ることになる。同書には、また、スペインでは金曜日に裸足で十字架の道行きを行う習慣があったことや、公の荘重な十字架の道行きは、3月の金曜日と四旬節の間にのみ行われたことが記されている。免償については語られていないが、この信心業に専心しない者はあまり敬虔ではないとみなされているとヴィターレは述べている。

こうした証言から、スペインで実践され

ていたような十字架の道行きは、ベトレムとヤン・パスカがフランドルに導入し、アドリヘムが普及させた形態に密接に関係していると推測される。それゆえ、フランドル起源の十字架の道行きの形態は、スペインが低地地方を支配していた間におそらくスペインに導入されたと結論づけられる。当時スペインで実践されていた十字架の道行きが、フランドルで行われていた実践に厳密に依拠していることは、当時のスペイン人の巡礼書からも明らかである。例えばフランシスコ会士アントーニョ・デ・カスティーリョ⁽²⁸⁷⁾は、アドリヘムの著書に判読されるのと同じ留を正確に列挙している。同じことは、フランシスコ会士ファン・デ・カラオラ⁽²⁸⁸⁾のフランシスコ会史に関する公文書にも当てはまる。彼は、エルサレムにある自身が作った留からなる十字架の道行きに対して、アドリヘムと同じプランを示しているのである。

フランシスコ会士 S. エイハン神父⁽²⁸⁹⁾は、スペインに設置された最古の十字架の道行きのうちのひとつは、マドリードの聖フランシスコ修道院のものであったと明言している。エイハンはさらに、聖ベルナルディノ修道院に 16 世紀末頃に建てられた、P. テクセイラ⁽²⁹⁰⁾が指摘している別の十字架の道行きを挙げてみえる。

同じエイハンは、さらに、フランシスコ会士 P. アントーニョ・デ・アラランダ神父が、彼の著書『この上なく気高いカルヴァリオ称赞』(*Loores del dignisimo lugar de Calvario*)⁽²⁹¹⁾を通して、キリストの受難に対する信心を広めようとしていることや、その 1 世紀後にはスペインでは早くも十字

架の道行きが、教会にもフランシスコ会にも属していない場所に非常に多くなっていたということも述べている⁽²⁹²⁾。しかし彼は、こうした十字架の道行きの詳細については何も示していない。それゆえ、16 世紀一杯と 17 世紀初めのスペインでは、十字架の道行きがどれだけの留で構成されていたかは正確にはわからない。しかし、引き合いに出したアントーニョ・デ・カスティーリョとファン・デ・カラオラの諸証言から、フランドルやその他の地域の十字架の道行きと同じように、それらが 12 ないしは 13 の留を含んでいたと推測することは可能である。

しかし、17 世紀前半、おそらくは 17 世紀初頭以降、現行の我々の十字架の道行きを構成しているのと同じ 14 留の十字架の道行きの形態がスペインで流行したことがわかる。事実、フランシスコ会士アントーニョ・ダサ神父は、隠居所や隠棲所向けの自身の手引書⁽²⁹³⁾の中で、そうした修道院の修道士らに、晩課の後で毎日十字架を担いで列をつくって十字架の道行きを行うよう命じている。フランシスコ会士 M. ビールによれば⁽²⁹⁴⁾、彼は、この十字架の道行きの留として、我々の十字架の道行きの 14 の留を挙げている。それゆえ、今日我々が実践しているような十字架の道行きは、スペインではすでに 17 世紀初めに行われていたことになる。これは、今日我々が所持しているのと同じ 14 留を備えた最初の十字架の道行きの例であるため、14 留の十字架の道行きの起源はスペインに求められなければならないように思われる。十字架の道行きは、スペインへは小さき兄

弟会士が導入し、彼らが、おそらくはベトレムやヤン・パスカの否定しがたい影響の下に、十字架の道行きのこうした形態を最終的な完成形へ導いたのである。十字架の道行きは、スペインから、当時スペインの支配化にあったサルデーニャに導入された。サルデーニャでは、早くも1616年にカプチン会によってヴァルヴェルデ山にある彼らの修道院にひとつの十字架の道行きが設置された。この道行きには、1742年にベネディクトゥス14世によって免償が承認された⁽²⁹⁵⁾。

約10年後、イタリアでも、現行の十字架の道行きの留と同じ14留の十字架の道行きが目撃される。イタリアへは、知る限りでは、サルデーニャの小さき兄弟会士サルヴァートル・ヴィターレがそれを導入して広めた。1628年7月14日、ヴィターレはフィレンツェのサン・ミニアート教会に通じる道沿いに14の十字架を建てた(図1、2)。それらは我々の十字架の道行きの14留を表現していたに違いない。それゆえ、彼の『十字架の道行き3部作』

(*Trilogio della Via Crucis*)—十字架の道行きの信心業において、3つの神秘的な道、すなわち煉獄的、啓発的、そして合一的な道を黙想するよう勧めているためそう呼ばれる—に信を置けば、フィレンツェはイタリアの中で十字架の道行きが設置された最初の都市であり⁽²⁹⁶⁾、この十字架の道行きは毎日厳粛に行われていたと思われる⁽²⁹⁷⁾。サルヴァートル・ヴィターレは、フィレンツェ大司教の求めに応じて、この十字架の道行きの信心業を行うための指南書、特に既掲の『十字架の道行きの指南書』

(*Direttorio della Via Crucis*)⁽²⁹⁸⁾を編んだものと推測される。彼は、各留の場面を表現するイメージの使用についてはまだ語っておらず、14留は14の十字架で示されなければならないと述べている⁽²⁹⁹⁾。M. ビールによれば、サルヴァートル・ヴィターレが何の躊躇いもなしに列挙している14の留は、現行の我々の十字架の道行きの14留と同じものと推測される⁽³⁰⁰⁾。ピストイアの小さき兄弟会士の修道院の年代記からわかるように⁽³⁰¹⁾、同会士のボナヴェントゥラ・パチーニが1630年にピストイアのジャケリーノの丘上に設置したものは、おそらくもうひとつの14留の十字架の道行きである(図3、4)。

こうした証拠から、十字架の道行きは、おそらく、17世紀初めにアドリヘムの12の留にシント＝トレイデンの写本やヤン・パスカの最後のふたつの留を加えた小さき兄弟会士から、現行の決定的な形態をスペインにおいて受け取り、今日存在しているような14留の十字架の道行きになったと結論される。この14留の十字架の道行きは、スペインからサルデーニャ、そしてイタリアに輸出され、イタリアでフランシスコ会士によって広められた。彼らは14留の十字架の道行きの主役となって働き、あらゆる国々にそれを広めるのに尽力することになる。

しかし、14留の十字架の道行きの形態とともに、アドリヘムの留に全体的に一致する12留の十字架の道行きが依然として設置され実践され続けていた。例えば、正規の聖職者であるヴィンチェンツォ・ジリベルト⁽³⁰²⁾は、アドリヘムの11(!)の留

に 12 番目の留、すなわち「聖墳墓」がまだ付加されていないのは奇妙だと述べた後で、12 の留を列挙している。それらはアドリヘムの留であり、最初の留（死刑宣告）はないが、最後の留、すなわち「イエスの埋葬」は加えられている。そして各留には長い黙想と祈りも付加されている⁽³⁰³⁾。いずれにしても、すでに述べたように、フランドルやその他の地域で十字架の道行きに 13 留（アドリヘムの 12 の留と埋葬）が必要であった時に、アドリヘムの留に埋葬の留を加えることをまだ誰も考えていなかったとヴィンチェンツォ・ジリベルトが明言しているのは驚くべきことである。さらに、17 世紀末頃と 18 世紀初めには、イタリアにはまだキリストの 7 回の移動を記念した 7 留の十字架の道行きが存在していた。例えば、カプチン会士ルドヴィコ・ダ・オリヴァディ⁽³⁰⁴⁾が言うには、神の奉仕者であるカプチン会士アントニオ・ダ・オリヴァディ神父（1653-1720）は、受難の間にキリストが行った苦しみの道行き、すなわちオリーブ園からアンナの家まで、アンナの家からカイアファの家まで、カイアファの家からピラトの官邸まで、ピラトの官邸からヘロデの館まで、ヘロデの館からピラトの官邸まで、ピラトの官邸からカルヴァリオまでを記念して、7 つの十字架からなる十字架の道行きを多くの場所に設置することを習慣としており、7 番目の十字架は「キリストの死」を記念して設置されていた。

スペインでも、アドリヘムの 12 留の十字架の道行きは、14 留の道行きよりしばしば目撃されたように思われる。バレアレ

ス諸島の十字架の道行きに関する史的研究の中で、P. サンポール⁽³⁰⁵⁾は、十字架の道行きの信心業は小さき兄弟会士フアン・ヴィセンスによって 1615 年にマヨルカに導入され、留は 12 で、当初は十字架か礼拝堂によって示されており、1695 年以降は各留の場面を表現する絵画がそこに付け加えられていたと述べている。当初、人々は十字架の道行きの信心業に大いに熱狂していたが、ある時期が過ぎると、ベストや飢饉、早魃などや、年に 1 回、枝の主日といった特別の場合にだけそれを行うのが慣例となり始めた。各留で、留が表現している場面についての説教が行われていたため、荘重な十字架の道行きは「12 の説教」

(Dotze sermons) と呼ばれた。十字架の道行きは、「パソス」(Passos) とも呼ばれた。それは、留と留の間に、エルサレムでそれらの間に存在していたのと同じ距離を伝承に従って再現する習慣があったからである。十字架の道行きの最初の信心業は、フアン・ヴィセンスによって 1625 年にマヨルカで出版され、その後多くの版を重ねた。P. サンポールによれば、14 留の十字架の道行きは、1749 年より前には設置されなかったと考えられる⁽³⁰⁶⁾。S. エイハンが言うには⁽³⁰⁷⁾、スペインでは、修道院の回廊に十字架の道行きを設置する習慣があり、1683 年には早くもエルボンのフランシスコ会修道院の回廊に 15 留の十字架の道行きがあったため、この習慣は古いものであったに違いないが、彼はあいにくそれらの留について詳述していないため、15 番目の留が何から成っていたのかはわからない。

すでに見たように、17世紀初め以降、フランシスコ会士は現行の我々の十字架の道行きの留と同じ14留の十字架の道行きの不撓不屈の主人公であった。とりわけスペインとイタリアでは、いかなる骨折りも苦勞も、また努力も厭わず、全身全霊でこの十字架の道行きの形態の普及に当たった。しかし、こうした全力投球によるすべての努力も、おそらく期待されていたような成功や成果をもたらさなかった。事実、人々は、おそらくはフランシスコ会士が導入した新しい方法に従って十字架の道行きを行うことにいかなる靈的特典も見出さず、依然として古いシステム、とりわけ12留か13留の十字架の道行きに執着するか、あるいは最初の熱狂が過ぎて無関心に陥ったり、十字架の道行きの信心業をなおざりにしたりした。十字架の道行きがその決定的な形態によって息の長い成功をおさめ、豊かな成果を生むには、実際のところ、もうひとつ別の要素の介入、すなわち、十字架の道行きの信心業に特殊な靈的恩恵が結びついていることが必要であった。このことを悟ったフランシスコ会士たちは、17世紀半ば以降、こうした恩寵と恩恵を教皇に嘆願し続けたのである。

十字架の道行きの信心業に対して認めた免償に関する公的資料が現存する最初の教皇は、インノケンティウス11世である。同教皇は1686年9月5日、実際、小さき兄弟会総会長の権限に委ねられて、早くもクレメンス8世(1597年)やパオロ5世(1609年)、そしてウルバヌス8世(1625年)によっても認められていた、人と所在地との間の靈的特典の交換を追認した。

こうした特典の交換のお蔭で、フランシスコ会士がエルサレムで十字架の道行きの敬虔な訪問を通して得ていたすべての免償は、フランシスコ会総会長の権限の下で、同会の教会か所在地にあるエルサレムの十字架の道行きの模造体を訪問したすべての者も獲得できるものとなったと結論づけられる⁽³⁰⁸⁾。

同じインノケンティウス11世は、1686年11月6日の勅書『アド・エア』(*Ad ea*)を通して、フランシスコ会のいずれかの所在地で、十字架の道行きの黙想か信心業に専心した、同会総長の統率下にあるすべての者に、多くの靈的恩恵を7年に亘って認めたと推測される⁽³⁰⁹⁾。フランシスコ会総長の管理下にある人と所在地との間の靈的特典の交換についての確認は、1688年にローマで開催された小さき兄弟会士の総会によって、先に言及した意味と同じ意味で解釈された。事実、同総会では次のように定められている。「十字架の道行き、すなわちカルヴァリオの信心業において黙想に専念する、我々の服従規則や管理下にある男女に、教皇(インノケンティウス11世)から与えられた免償が効果を失わないよう、主の下で以上の信心業に勤勉に励むことを勧める。そして我々は、以上の服従規則や管理下にある者たちのために、聖座の恩恵と免償で飾られたその信心業が後に魂の役に立ち、他の祈祷よりも神に喜ばれることを願っているため、それを拡大することを当会のすべての修道院長に強く勧めると同時に、部外者や我々の服従規則や管理下でない者が、免償が与えられていない者のために以上の免償を公示すること

にけっして干渉しないよう、あるいは以上の信心業やその独特の装飾を横領しないよう、細心の注意を払うことを彼らに命じる」(Et ne indulgentiae ab eodem Sanctissimo (Innocentio XI) pro personis utriusque sexus nostrae obedientiae seu directioni subiectis orationi mentali in exercitio viae crucis seu calvarii vacantibus concessae, effectu careant, dicti exercitii frequentiam in Domino suademus; et quia illius usum a Sedis apostolicae gratis ac indulgentiis postea pro personis memoratae obedientiae seu directioni subiectis exornatum, animabus utilem ac Deo prae multis aliis devotionibus gratum fore speramus, eius dilatationem cunctis ordinis superioribus enixe commendamus, eis insimul imponentes, ut sedulo invigilent, ne exteri et qui nostrae obedientiae non subsunt, se in publicatione dictarum indulgentiarum ad favorem eorum, quibus concessae non sunt, aliquatenus ingerant aut sibi dictum exercitium, tamquam sui instituti peculiare ornamentum appropriare praesumat)⁽³¹⁰⁾。

1692年12月24日の勅書『アド・エア』(Ad ea)を通して、インノケンティウス12世は、一どのような資格でであれ、小さき兄弟会総会長の管理下にあるすべての者と、自分たちの聖堂内に創設された信徒会のメンバーで、自分たちの教会か、修道院の別の場所に設置された十字架の道行きを行ったすべての者に—この信心業を行う度に100日の免償を認めた。また、教皇は、その信心業を毎日行っていた者には、正規の条件で、毎月、煉獄の魂に適用される「未来永劫有効な」(praesentibus perpetuis futuris temporibus valituris) 全免償を認めた

⁽³¹¹⁾。同じインノケンティウス12世は、続いて、フランシスコ会が定めた人と所在地との間の靈的特典の交換に対してなされた反対や、その拡大に対して発せられた疑念に対し、1696年12月5日に、東方のキリストゆかりの聖跡と、エルサレムの十字架の道行きの聖跡で許可された免償は、この交換中に含まれるものであり、従って、フランシスコ会総会長の管理下にある者で、同じ総会長の管理下にある聖堂か修道院、ないしは別の場所で十字架の道行きを行うすべての者は、聖地のキリストゆかりの聖跡や、エルサレムの十字架の道行きの留を訪れる者と同じ免償を得ることができると明言した⁽³¹²⁾。このことから、これらふたりの教皇によって認められた免償は、もっぱらフランシスコ会のメンバー、もしくは修道女、第三会士といった小さき兄弟会総会長の管理下にあった者に限られていたということが導き出される⁽³¹³⁾。

4. 18世紀から19世紀にかけての十字架の道行きの普及

このようにして、特にイタリアとスペインのフランシスコ会のすべての修道院に、17世紀末、あるいは18世紀初頭以降、14留の十字架の道行きの出現が見られる。最も見事な例としては、1702年にローマのアラコエリ教会に設置され、その特殊な信心業が書き記されたものや、1772年にミラノのサンタ・マリア・デッラ・パーチェ修道院にレフォルマト派の小さき兄弟会士が設置したものなどが挙げられる。十字架の道行きは、18世紀の最初の数十年間に

非常に伝播したため、1717年には、小さき兄弟会士アルカンジェロ・ダ・ボゴリーノ神父が書いた信心業からわかるように⁽³¹⁴⁾、早くもトレンティーノに広まっていた。

小さき兄弟会士が推進したことで十字架の道行きが当時非常に拡大したことは、フランシスコ会士エンゲルベルト・パウクの証言から推測される⁽³¹⁵⁾。「すべての高位聖職者、主任司祭への奨励」(*Exortatio ad omnes praelatos, parochos...*)⁽³¹⁶⁾には、こうした敬虔な信心業に専心していた信徒たちのキリスト教的な生活の中に、十字架の道行きの信心業が極めて大きな霊的財産を齎したことに気付いて、多くの高位聖職者や司教が、自らの司教区の教区に個人的に十字架の道行きを設置していたことや、自分たちの大聖堂用に留の絵を描かせたり、十字架の道行きを女子修道院に導入したりする者もあれば、主任司祭に少なくとも月に1度、十字架の道行きの信心業を民衆とともに列をなして行うよう規定する者もいたと書かれている。同じ著者は、「多くの著述家がこの苦しみの道について記している……この道には12の留があるとされているが、信心を深めるために、降架、すなわち死後にキリストの身体が降ろされた場所と、墓に葬られた場所の2つの玄義を追加して14とする者もある」(*Plures auctores de doloroso hoc itinere scripserunt... numerando in toto hoc itinere duodecim stationes, quamvis quidam pro maiori devotione quatuordecim ponant, adiungentes duo illa misteria depositionis, nimirum ss. eius corporis post mortem de cruce ac sepulturae*)⁽³¹⁷⁾とも記している。この同じ著

者は、自著である『聖なる十字架の苦しみの道』(*Via dolorosa S. Crucis*)の中で、我々の十字架の道行きの14留を挙げている。このことから、18世紀初めには12ないしは13留の十字架の道行きがまだ流行してはいたものの、いずれにしても14留の十字架の道行きがそれにとって代わり始めていたと結論づけられる。こうした証言から、フランシスコ会の教会以外では免償が受けられなかったにもかかわらず、十字架の道行きは、同会士の教会だけでなく、他の場所にも設置されていたと推論される。他方で著述家たちは、免償を受けるためだけに十字架の道行きを設置させてはならず、何よりもまず、できる限り神が望み、また、それによって神に対する愛と聖化された恩寵とを自らの内に増幅させるために設置させるべきであることを強調している⁽³¹⁸⁾。

14留の十字架の道行きの普及に最も貢献し、また、この聖なる信心業の伝播に最も力を注いだ小さき兄弟会士は、異論の余地なくポルト・マウリツィオの聖レオナルド(1676-1751)である。彼は、キリスト教徒の心の中に受難の記憶を常に生き生きと保持させることで、彼らを悪から遠ざけ、善へと駆り立てることを目指して、可能な所には何処にでも十字架の道行きの信心業を導入しようと、いかなる骨折りもいかなる労苦も惜しまないことを生活の旨としていた。1704年に自身の生まれ故郷に十字架の道行きを設置して司祭職を始めて以来、没するまで、彼は全力で十字架の道行きの普及に専心し、十字架の道行きを設置せずに伝道を終えることはなかった。彼の著作集である『全著作集』(*Collezione completa*

delle opere)⁽³¹⁹⁾に掲げられている一覧によれば、彼はイタリアに572もの十字架の道行きを設置したことになる。さらに彼は、十字架の道行きの信心業に多くの著作も捧げた。このようにして彼は、1冊の優れた著作⁽³²⁰⁾の他に、十字架の道行きの開設時に行った幾度かの説教や、4つのシリーズの黙想集も刊行して、それらの中で信徒に留の解説を行っている⁽³²¹⁾。

十字架の道行きの普及にとって聖レオナルドの説教と著作以上に重要かつ決定的であったのは、こうした敬虔な信心業のために教皇やローマの聖庁が行った多くの助力であった。すでに見たように、インノケンティウス11世とインノケンティウス12世は、キリストゆかりの聖跡との交換について認められていた免償を、フランシスコ会総会長の管理下にあった者と、同じ総会長の管理地域に設置された十字架の道行きとに限定していた。フランシスコ会の代訴人ディアス修道士が、インノケンティウス12世の勅書についての解説の中で、小さき兄弟会士が世界の至る所に⁽³²²⁾設置した十字架の道行きを实践する信徒はすべて、キリストゆかりの聖跡を訪問することで与えられるのと同じ免償を得ることができる⁽³²³⁾と明言していたので、小さき兄弟会士は、特にスペインとポルトガルにおいて、またイタリアでも、総会長の管理下でない聖堂や場所に十字架の道行きを設置した。

インノケンティウス12世の勅書について曖昧な解釈を避けるため、その小さき兄弟会の代訴人は、ベネディクトゥス13世に嘆願書を送り、インノケンティウス12世が認めた免償を小さき兄弟会の信心業全

般に対して認めるよう求めた。聖レオナルドが一副総長ロレンツォ・コッツァによるアルプス以南の小さき兄弟会全体宛ての、小さき兄弟会総長の管理下でない場所に十字架の道行きを設置しないよう説教師らに命じて導入の乱用を禁じた1717年10月9日の通達文の後で特に一、どのようにして小さき兄弟会総会長の管理下でない多くの場所に十字架の道行きを設置し続けたかは、インノケンティウス12世の勅書のこの公的な宣言に照らしてのみ説明しうることである⁽³²³⁾。

ベネディクトゥス13世は、1726年3月3日、小勅書『インテル・プルリマ』(Inter plurima)によって、何らかの形でフランシスコ会総会長の管理下にある者が、同じ総会長の管理下にある場所に十字架の道行きを設置する場合は、エルサレム内外のキリストゆかりの聖跡の訪問に対して認められた全免償を得られることを改めて確認した。ベネディクトゥス13世は、さらに、こうした免償は煉獄の魂にも適用であると明言し、また、それらを、「修道士と説教者が行っているのと同じ方法と形態で、十字架の道行きの信心業やその他のキリスト教の敬虔な信心を当会の修道士と共に敬虔かつ厚い信仰をもって行いやり遂げる」

(exercitium Viae crucis et alia christianae pietatis opera, eisdem modo et forma quae a fratibus et personis praedictis peraguntur, pie ac devote penes fratres dicti ordinis peragent et implebunt)⁽³²⁴⁾すべての者、すなわちフランシスコ会総会長の管轄下にはない者にも拡大した。

それにもかかわらずベネディクトゥス

13世は、聖レオナルドの求めに応じて、1729年11月10日、フィレンツェ近郊のアンブロジアーナ修道院のサン・ピエトロ・ダルカンタラのディスカルケアト派小さき兄弟会士や、フィレンツェのサン・フランチェスコ・デル・モンテ修道院のレフォルマト派小さき兄弟会士によって、フランシスコ会総会長の管理下にはない聖堂や小礼拝堂、あるいはその他の場所に設置されるべきか、すでに設置された十字架の道行きが、総会長の管理下にある場所に設置されたものと同じ免償を享受することを認めた⁽³²⁵⁾。

この認可に満足することなく、聖レオナルドは、幾人かが持つ特権がすべての小さき兄弟会士の一般的権能となることを希望した。彼は諸状況に助けられ、また皇女ヴィオランテや皇子ジャン・ガストーネ・デ・メディチ、カプチン会士ボナヴェントゥラ・バルベリーニの支持を得て、教皇に選出されたばかりのクレメンス12世から、1731年1月16日公布の小勅書『エクスポーニ・ノービス』(*Exponi nobis*)を通して、アンブロジアーナ修道院とフィレンツェのサン・フランチェスコ・デル・モンテ修道院の小さき兄弟会士に認められていた特権を、すべての小さき兄弟会士に拡大する許可を取り付けた。すなわちクレメンス12世は、この勅書によって、フランシスコ会に関係する場所に設置された十字架の道行きがすでに享受していた免償を、小さき兄弟会士が自分たちの総会長の管理下にはない聖堂や小礼拝堂、あるいは別の場所に設置したか現在設置しているすべての十字架の道行きに拡大したのである。但し、

それは、「上述の修道会の聖堂と修道院で設置が行われていた」(*quibus eiusmodi erectiones in ecclesiis et locis ordinis praedicti hactenus fieri consueverunt*)^{**}際の規則と仕様に従って十字架の道行きが設置されること、「また、さらに、司教区の管轄司教の許可、並びに主任司祭、教会当局、修道院長、及び聖堂関連施設長の同意が与えられる」(*et accedat licentia Ordinarii loci ac consensus parochi et superiorum ecclesiae, monasterii, hospitalis et loci pii*)^{**}ことを条件としていた。

教皇は、1731年4月3日、免償聖省を介して、十字架の道行きの設置と実践方法に関する10の手引を添えて1月6日の勅書を補完した。4月3日の勅書では、十字架の道行きの設置はフランシスコ会士に委ねられたものであり、当該地域の修道院長か代理人のいずれかによって、特に14の留か十字架を壁に掛ける現行の形態や方法に従って作られねばならず、「エルサレムにおいて留を訪問すること」で得られるすべての免償が得られることが分かれば十分であって、免償の数を示してはならない、とされている。この最後の禁止条項からは、十字架の道行きの信心業によっては、もはや、ベネディクトゥス13世の勅書で述べられていたような、エルサレム内外のすべてのキリストゆかりの聖跡に対して認められた免償は得られず、エルサレムの十字架の道行きの留の訪問に対して認められていた免償しか得られないということが推論される。同勅書は、さらに、十字架の道行きの信心業では、小さき兄弟会士の間で行われている複数の儀礼が遵守されるべきであ

ること、すなわち聖職者か司祭が留によって示されている玄義と関係するひとつの黙想を朗読し、人々はその留の前ではパテル・ノステルとアヴェ・マリアを1回唱え、次の留へ進む際には「スタバト・マーテル」の1節以上の詩節を歌わなければならない、とも定めている⁽³²⁶⁾。こうした手引とクレメンス 12 世の勅書によって、十字架の道行きはその決定的な形態を獲得したのである。

しかし、十字架の道行きがその最終的な形態を獲得したとはいえ、その普及と拡大のための闘いは、さらに長い間続くことになる。アルプス以南のフランシスコ会代表委員であるクレセント・クレスパーが、クレメンス 12 世が小さき兄弟会士に認めた権限を 1731 年 5 月 26 日の通達文⁽³²⁷⁾によって制限し、教皇勅書の執行を妨害しようとしたため、聖レオナルドは、自らと自らの教団の説教師のために、上掲の通達文が強要している修道院長の判断を仰がなくても、十字架の道行きの設置に対して勅書が認めている権限を活用できるよう教皇に求めた。クレメンス 12 世は、1731 年 7 月 10 日、この懇願に同意した⁽³²⁸⁾。聖レオナルドは、教皇の認可が教団員全員に拡大されないうちは心が休まらなかった。彼は多くの困難な闘いの後で、ベネディクトゥス 14 世からそれを獲得した。ベネディクトゥス 14 世は、1741 年 8 月 30 日の小勅書『クム・タンタ・シト』(*Cum tanta sit*)によって、クレメンス 12 世が認めた免償を追認し、彼が小さき兄弟会士に認めた権限を更新しただけでなく、司祭たちに、教区の管轄権をもつ司教から事前に同意を得

て、修道院長の認可を得たどのような小さき兄弟会士にも、自分たちの教区内に十字架の道行きを設置させる権限を認めた。

ベネディクトゥス 14 世は、クレメンス 12 世と同様に、1742 年 5 月 10 日、この敬虔な信心業を最終確定するのに遵守すべき 10 ヵ条を付け加えた。ベネディクトゥス 14 世は、それらにおいて、十字架の道行きが設置された諸々の場所の間に存在する大抵は大きな差異に斟酌せずに十字架の道行きを設置するよう司祭たちに義務づけている。1736 年 12 月 3 日の勅令によって、アドリヘムが定めた留と留の間の距離は廃止された⁽³²⁹⁾。こうした勅令や勅書はいずれも、オブセルヴァント派（会則厳守派）であれ、レコレクト派（隠遁・瞑想派）、レフォルマト派（改革派）、またアルカンタラ派であれ、小さき兄弟会の別の派の修道院が存在している都市やその他のすべての土地に十字架の道行きを設置することをともかく禁じていたが、ピウス 9 世は、この禁令を 1871 年 5 月 14 日の勅令によって廃止した⁽³³⁰⁾。従って、ポルト・マウリツィオの聖レオナルドが獲得したこうしたすべての教皇勅書のお蔭で、十字架の道行きは今日もお見られるような決定的な形態を獲得し、その信心業は今日も全世界で実践されている形態が公式と認められるに至ったと断言できる。そして、こうした観点から言えば、ポルト・マウリツィオの聖レオナルドは、少なくともその決定的な形態においては十字架の道行きの創設者とみなしうると言える。

自分たちの総会長の管轄下にはなかった場所を含め、あらゆる場所に十字架の道行

きを設置する権限を小さき兄弟会士に認め、また、14 留の十字架の道行きの信心業に対して認められた免償をすべての信徒に分け隔てなく拡大したこうしたさまざまな教皇勅書は、小さき兄弟会士がこの敬虔な信心業を広めるのに特に鎬を削ったスペインとイタリアにおける、14 留もしくはその最終形態における十字架の道行きの著しい伝播の時代の端緒となった。詳細は詳らかではないものの、ともかく、1731 年 1 月 16 日のクレメンス 12 世の小勅書『エクスポーニ・ノービス』(*Exponi nobis*) にかなり先行して、スペインやポルトガルでは小さき兄弟会士が自分たちの聖堂だけではなく、フランシスコ会に属していない聖堂にも十字架の道行きを設置することを習慣としていたことや⁽³³¹⁾、そうした国々に存在している十字架の道行きの数は、17 世紀と、とりわけ 18 世紀に非常に多いということがわかっている⁽³³²⁾。

決定的な形態の十字架の道行きが 18 世紀の間にイタリアで示した驚くべき伝播は、特に、イタリアのさまざまな管区において小さき兄弟会士が出版して普及させた多くの規則集から推測される。ポルト・マウリツィオの聖レオナルドが出版した規則集や、1702 年にローマのアラコエリ聖堂に十字架の道行きが設置された時に出版されたものを挙げるまでもなく、さまざまな版型の出版物を通して、十字架の道行きが、小さき兄弟会士アルカンジェロ・ダ・ボゴリーノ⁽³³³⁾やベネデット・ボネッリ (1693–1782)⁽³³⁴⁾、ジャンピオ・ベセネッラ (1702–1760)⁽³³⁵⁾によってトレンティーノ、またフランシスコ会士アンジェロ・マリ

ア・ポルツィオ (1706–1751)⁽³³⁶⁾と、特に同会士セラフィノ・ジリオリ・デッラ・ミランドラ⁽³³⁷⁾によってボローニャで、さらにフランシスコ会士アデオダート・トセッリ⁽³³⁸⁾によってピエモンテ、フランシスコ会士ザッカリア・ダ・ジャンニコ⁽³³⁹⁾によってロンバルディア、そしてマルカントニオ・ヴィニョーラ (1764 年没) によってヴェネトでと、非常に普及したことが知られている⁽³⁴⁰⁾。18 世紀の間に設置された最も見事な十字架の道行きのひとつは、異論の余地なく、ベネディクトゥス 14 世がポルト・マウリツィオの聖レオナルドの要請に基づいてローマのコロッセオの闘技場に設置させ、1750 年 12 月 27 日に荘重に除幕されたものである⁽³⁴¹⁾。この時に聖レオナルドが行ったスピーチは、『十字架の道行き信心業のための議論と説教』(*Discorsi e fervorini*) 中に収録されている⁽³⁴²⁾。

18 世紀半ば以降、十字架の道行きは、特にフランシスコ会士の活動、わけでもポルト・マウリツィオの聖レオナルドの活動のお蔭でその決定的な形態を獲得し、また、上述の教皇小勅書、特にクレメンス 12 世とベネディクトゥス 14 世の勅書によって公式決定されていたので、その発達史は完了し、全世界を通しての拡大史が幕を開ける。十字架の道行きの普及は、他方で、それが身に帯びた決定的な形態と同様に、特にフランシスコ会士の骨折りによるものであった。彼らはそれを世界のあらゆる国々に広め、普く実践されるひとつの信心としたのである。ここでは、十字架の道行きが決定的な形態を獲得した後の拡大史を詳細に述べるつもりはない。御受難会士やレデン

プートル会士といった新しい教団が多くの説教を通して信徒へ布教したお蔭で、それがキリスト教界全体に少しずつ普及したこと、また、そうした新教団が布教の帰結として、とりわけフランシスコ会士の活動のお蔭で十字架の道行きを設置したということ挙げれば十分である。決定的形態は、さまざまな国々でその他のすべての形態に対してわずかに優位を占めて流行するようになった。そして特に歴代の教皇が現在の14留の形態に多くの免償を認めたお蔭で、18、19世紀にはその他すべての留のシステムに取って代わり、最後は完全かつ決定的な勝利を得るに至った。

17世紀には、あらゆる地域のすべてのフランシスコ会修道院で十字架の道行きが目撃される。イタリアやスペイン、ポルトガルといった幾つかの国については、建設された十字架の道行きが17世紀の間は数えられない程多かったことが史料から明らかとなる。また、フランスのドフィネ県に1732年には14留の十字架の道行きが数多くあったことが知られているし、1752年のローマ聖庁宛ての請願書には、周知のように、十字架の道行きの敬虔な信心業が全世界で魂の至高善のために実践されていると書かれている⁽³⁴³⁾。チロルでは、エルビンゲナルプのレヒ谷に最初の十字架の道行きが設置された1733年以降⁽³⁴⁴⁾、十字架の道行きの迅速な普及が目撃される。同地では1733年⁽³⁴⁵⁾、1734年⁽³⁴⁶⁾、1735年⁽³⁴⁷⁾、1736年⁽³⁴⁸⁾、1737年⁽³⁴⁹⁾、1738年⁽³⁵⁰⁾、1740年⁽³⁵¹⁾などに十字架の道行きが設置された。

しかし、ドイツでは、14留の十字架の

道行きは、設置、普及されるまでに、さらに多くの困難に遭遇した。というのも、7回の転倒の信仰と信心業が人々の間に定着していたからである。それでも、1737年には、フルダのフラウエンベルクの小さき兄弟会士の修道院にひとつの十字架の道行きが設置された。この十字架の道行きの14留は、我々の現在の十字架の道行きの留に一致しており⁽³⁵²⁾、例外はいずれにしても、「墓の中のキリスト」というよりは「復活のキリスト」を表現している最後の留である。1725年から1744年まで聖地で過ごしたフランシスコ会士エルゼアル・ホルン・フォン・フルダも、第14留を「埋葬されたキリストが復活した」(*Christus sepultus resurrexit*) 所として示している⁽³⁵³⁾。K. A. クネラーによれば⁽³⁵⁴⁾、バイエルンとチロルでは一般に第15留、すなわち「手に十字架をもった聖ヘレナ」が付加された。1815年にはランドシャットで、1825年にはアウグスブルク、そして1735年にはオーバー・プファルツアのヴァルダーブーフで15留の十字架の道行きが目撃される⁽³⁵⁵⁾。

18、19世紀に14留の十字架の道行きが非常に普及したことは、両世紀間に印刷された十字架の道行きの信心業に関する多くの指南書によっても証明される。18世紀にイタリアで使用された主要な指南書についてはすでに列挙した。スペインとイタリアで17世紀に流行した指南書については、読者はK. A. クネラーを参照されたい⁽³⁵⁶⁾。また、イタリアで使用されていた19世紀の指南書については、フランシスコ会士ジャンフランチェスコ・ゲディーナ・ダ・

ヴェネツィアの著作⁽³⁵⁷⁾を参照されたい。彼は17、18、19世紀については、90を超えるイタリア語指南書、25のラテン語指南書、そして15のラテン語かイタリア語の韻文による指南書を列挙している。彼らの時代に最も強い影響を及ぼし、イタリアにおいてだけでなく、他の国々でも大いに採用、適用された最も優れた指南書は、ポルト・マウリツィオの聖レオナルドのそれらと、『十字架につけよ』(*Crucifigatur*)の指南書である。後者は、「十字架に架けよ」(*Si croci figga*)という言葉で始まるためにそう呼ばれている。

聖レオナルドが十字架の道行きの信心業に関してどれくらいの指南書を編んだかを述べるのは難しい。彼の指南書は少なくとも4冊ある。省察と祈り、解答が添えられた最長のものがおそらく主要な指南書であり⁽³⁵⁸⁾、2冊目はフランシスコ会士B.イノチェンティ神父が刊行した『十字架の道行きの敬虔かつ簡略な手引』(*Divota e breve guida della Via Crucis*)⁽³⁵⁹⁾、3冊目は『オブセルヴァント派総会長管轄下の小さき兄弟会士があらゆる場所に設置したすべての十字架の道行きに対して諸教皇が認可した免償についての解説』(*Dilucidazione dell'indulgenze concesse da' Sommi Pontefici a tutte le Vie crucis erette in qualsivoglia luogo da' Frati Minori soggetti al Min. Generale dell'Osservanza*, Lucca, 1715)中に含まれているものである。そして4冊目は『聖なる十字架の道行きを訪問するための最短の信心業』(*Brevissimo esercizio per visitare la S. Via Crucis*)⁽³⁶⁰⁾で、一般にトスカーナ州の諸教区で四旬節の間に採用されたものである。

最長の指南書は、悔悛の行為から始まる。さまざまな留の間で聖歌「我が主の流血を伴う足跡」(*L'orme sanguigne del mio Signore*)の2節が唱えられると、民衆は「願わくは善なるイエスよ、御身の受難によりて我らに赦しを与えんことを」(*Vi prego, o Gesù buono, per la vostra passione darci il perdono*)と応唱する。留ごとに、「キリスト、御身を崇めん…」(*Adramus te Christe...*)の節と、「何となれば聖なる十字架によりて…」(*Quia per sanctam crucem...*)の応唱、場面の解説、キリストがその留において耐えた苦しみについての省察、イエスへの祈り、主禱文、天使祝詞、栄唱、そして最後に「我らを憐みたまえ、主よ、我らを憐みたまえ」(*Miserere nostri, Domine, miserere nostri*)がある。信心業の後には、苦しみの聖母に対する祈りと、十字架の聖遺物ないしは磔刑像を伴う祝福、5回の主禱文と天使祝詞、栄唱の朗唱がある。2冊目の指南書には、悔悛の行為の後に、上述のような節と応唱、留によって表現された玄義についての省察、ひとつの祈りと「我らを憐みたまえ…」(*Miserere nostri...*)が留ごとにある。留と留の間で、「スターバト・マーテル」の1節が唱えられると、人々は「聖母マリアよ、願わくは主の傷が我が心にも押しつけられんことを」(*Santa Madre, questo fate che le piaghe del Signore siano impresse nel mio cuore*)と応唱する。その後には3つの祈り、すなわちキリストの受難と死、苦しみの聖母、そして聖フランチェスコを記念した祈りがある。

聖フランチェスコの祈りは、省察と祈りが比較的短いことを除けば、キリストの受

難と死の祈りと一致している。ジャンフランチェスコ・ゲディーナは、『十字架につけよ』(*Crucifigatur*)の指南書を、ヴェネツィア管区の改革派小さき兄弟会士ガブリエルアンジェロ・ダ・ヴィチェンツァに帰している⁽³⁶¹⁾。フランシスコ会士 A.M. ベレンゴ・モルテは、この帰属説について幾つかの問題点を提起している⁽³⁶²⁾。E. パランドリによれば、聖レオナルドの指南書は、特に中部イタリアとローマで使用され、『十字架につけよ』(*Crucifigatur*)の方は北イタリアで使用されたと推測される⁽³⁶³⁾。

早くも 17 世紀にスペインとイタリアに広まっていた 14 留の十字架の道行きの信心業向けの指南書は、ドイツや低地地方には 18 世紀に初めて登場する。ドイツには、不詳のフランシスコ会士が起草したさまざまな指南書がある⁽³⁶⁴⁾。フランドルには、同じようにフランシスコ会士が編んだその他の指南書⁽³⁶⁵⁾と、オラトリオ会士ヤン・ヴァン・ニューランドの指南書が存在した⁽³⁶⁶⁾。ベルギーのフランス語圏では、リエージュ地方に多くの十字架の道行きを設置したフランシスコ会士パスカル・アンシオン(1785 年没)が、一連のこうした指南書を出版した⁽³⁶⁷⁾。

今日 14 留によって存在しているのと同じような十字架の道行きの実践がヨーロッパ中に広まり、この信心業を有益に行うための多くの指南書もあらゆる国々に普及した。しかし、この実践は、イタリアでは、ベルガモのサン・パウロ修道院のベネディクト会士ジュゼッペ・マリア・プジャティと、彼を支持したピストイアとプラートの有名な司教シピオーネ・デ・リッチからの

かなり強硬な反対に遭った。プジャティは、シピオーネ・デ・リッチに献じた小冊子を出版し⁽³⁶⁸⁾、その中で、当時実践され普及していた十字架の道行きが多く点で誤った不正確なものであり、福音書の物語に軽々に付加された関係のない諸場面を含んでいるとこじつけようとしていた。その献辞の中でプジャティは、司教デ・リッチに、彼の教区で普及している十字架の道行きの設置法を教える多くの指南書を、自身の指南書と取り換えるよう勧め、それは自身の指南書以外のその他の指南書が、一般にはフランシスコ会士によって編まれた危険で恥ずべきものであり、異端に近いからだとしている。プジャティが提示した十字架の道行きは、14 留に分けられているものの、実際には 8 留しか含んでいない。というのも、その他の 6 留は受難に対する短く一般的な省察から成っており、苦しみの道のいかなる明瞭な場面も、いかなる特定の場所も示唆していないからである。いずれにしても、ここでプジャティによる留を挙げれば、1) ピラトがキリストに対して齎した死の宣言、2) 十字架設置、3) 十字架の下に倒れたキリストを考慮に入れず、キリストが十字架を運ぶのを黙想し続ける、4) イエスと聖母マリアの出会いを省いて、主として十字架の下でのマリアの苦しみを黙想する、5) キレネのシモンとの出会い、6) ウェロニカとの出会いを認めず、受難についての一般的黙想に耽るよう信徒を誘う、7) 同様に、キリストが十字架の下に倒れるというのは誤りだと付け加える、8) キリストがエルサレムの婦人たちに向けて発した言葉を説明する、9) キリスト

の転倒を語るべきではないため、再びキレネ人を演出する、10) 聖衣を剥奪されるイエス、11) 磔刑、12) イエスの死、13) キリストの亡骸が聖母の両腕に降ろされた場所で、聖母が十字架の下で示した魂の強さを黙想する、14) キリストの埋葬、となる。従ってプジャティは、3回の転倒と、イエスと聖母の出会い、イエスとウェロニカの出会い、そして十字架降下の6つの留を省いていると言える。というのも、それらに示されている場面は福音書には語られておらず、不確かだからである。

シピオーネ・デ・リッチは、この新しい形態を好意的に受け入れ、それを自身の教区に義務付けた。そして、この新形態はフィレンツェの『教会年鑑』(*Annali ecclesiastici*, no. 38, 20 settembre 1782, p. 152)によって承認され、また称揚、推薦もされた。しかし、この形態は、民衆と聖職者からの強い抵抗に遭遇した。ピストイアとプラート教区では、人々はプジャティの小冊子によって導入された新しい十字架の道行きの作り方に対して公然と抗議し、聖職者は信心業の間に彼らが引き起こしかねない混乱を恐れて、その適用を拒否した。プジャティの冊子は、ローマのヤンセン派の人々からの抵抗にも遭遇した。しかし、ヤンセン派側も同意の上のことであったから、その抵抗は福音書には関係のない留をなくしたことが原因ではなかった。それは、同小冊子中に読み取れるあまり正確ではない偽りともとれる幾つかの表現が原因であり、最も攻撃されたのは第9留であった。第9留では、イエスの「衰弱」は見せかけではありえず、結果的に十字架に押し潰された

のは表面上「明白」であると述べられている。アウグスティヌス派の隠者であるアントニオ・アゴスティーノ・ジョルジとアストリ伯爵はいずれもヤンセン派であり、とりわけこの表現を信仰に反するものとみなして繰り返し攻撃の標的にした。『教会年鑑』(*Annali ecclesiastici*, 1782, n. 49, 6 dicembre e n. 50, 13 dicembre)、並びにシピオーネ・デ・リッチはアストリ伯爵に宛てた多くの書簡、プジャティ自身はジョルジに宛てた未刊行の『弁明』(*Giustificazione*)、さらに同じ『教会年鑑』(*Annali ecclesiastici*, 1783, n. 2, 10 gennaio)の「補遺」(*Supplemento*)において、プジャティが導入した十字架の道行きの形態を決然と擁護し、彼が用いている指南書の完璧な正統性を証明している。

この論争は、当初はヤンセン派間に限られていたが、やがて広がり、たちまちカトリックの民衆や聖職者、とりわけフランシスコ会士へも拡大して、彼らの憤慨を引き起こした。というのも、プジャティの新しい方法は、何と云ってもフランシスコ会士の影響と助力のお蔭でようやくその決定的な形態を獲得し、普遍的な信心態勢をとっていた十字架の道行きの伝統的なメカニズム全体を踏みにじるものであったからである。そこでフランシスコ会士は数多くの論文を出版し、それらの中で、教会によって公に承認され、多くの免償で豊かにされた十字架の道行きの伝統的な形態を擁護した。また、プジャティの新しい十字架の道行きに数多く含まれていた誤りを指摘するとともに、プジャティが自身を守るために並べ立てていた正当性をも論駁した。

その攻撃はひとりの不詳の聖職者から始まり⁽³⁶⁹⁾、次いでその論争はフランシスコ会士に引き継がれた。トンマーゾ・ガッジョリ・ダ・チレリオ (1807 年没) は、その論争に関わった最初の人物であった⁽³⁷⁰⁾。プジャティは直ちにこれに応じ⁽³⁷¹⁾、ガッジョリ神父は同年のうちにそれに反論を返した⁽³⁷²⁾。プジャティはこの時は、「別の同輩宛ての第三会士の手紙」(*Lettera d' un laico zoccolante ad un altro suo pari*) で我を張った⁽³⁷³⁾。論争に身を投じた 2 人目のフランシスコ会士はフラミニオ・アンニーバリ・ダ・ラーテラ⁽³⁷⁴⁾で、彼に対してはプジャティは、ヴェネツィアの『ジョルナーレ・レッテラリオ』(*Giornale letterario*) (1783, 24 febbraio, n. 82) と、『教会年鑑』(*Annali ecclesiastici*) (1783, 17 marzo, n. 11 e n. 48; 1784, n. 14) とで応戦した。プジャティは、同じ『教会年鑑』(*Annali ecclesiastici*) (1783, n. 27, pp. 109-112) にラーテラ神父の「書中で生じた幾つかの印刷の誤りについて」(*Saggio di alcuni errori di stampa occorsi nel libro*) を発表し、それに対してはアンニーバレは別の本で反論した⁽³⁷⁵⁾。プジャティの方法を最も手堅く批判したのは、フランシスコ会士イレネオ・アッフォであった⁽³⁷⁶⁾。彼は、プジャティが拒否した 6 つの留に表現されている場面は、福音書には語られていないとしても、それゆえに単純に歴史に反するものとして拒否されたり、純粋に民衆的な敬虔によって創出されたものとみなされたりしてはならない、なぜならば、聖典の他に伝承も啓示の源泉を成しているからであり、また、こうした留の中で回想されている諸々の出

来事は、福音書の物語と相容れないものを些かも含んでいないばかりか、他方でそれを驚くべき方法で補完しており、すべてのことが現実起こったことと信じさせるからである、ということを証明しようとしている。プジャティは、『ジョルナーレ・レッテラリオ』(*Giornale letterario*), 1783, 16 luglio, n. 23) と『教会年鑑』(*Annali ecclesiastici*) (1783, n. 34, pp. 145 ss.) とで、これに応戦した。プジャティを攻撃したその他の小さき兄弟会士としては、セラフィノ・ジリオリ・デッラ・ミランドラ⁽³⁷⁷⁾とスタニスラオ・ヴォルピーニ⁽³⁷⁸⁾、そしてモデスト・ペトロガッリ⁽³⁷⁹⁾が挙げられる。ヴォルピーニに対しては、プジャティは、『ジョルナーレ・レッテラリオ』(*Giornale letterario*, 178, n. 48 e 1784, n. 14) で反論を行った。

『教会年鑑』(*Annali ecclesiastici*, 1783, 26 settembre, n. 39, p. 168; 1784, 7 maggio, n. 19, pp. 73-76) において、小さき兄弟会士の十字架の道行きの伝統的な形態に関する理論が攻撃されていた時、プジャティは同じ『教会年鑑』(*Annali ecclesiastici*, 1784, 23 novembre, n. 47, p. 188) でフラミニオ・アンニーバリの擁護に反論し、さらにチヴィダーレ大司教のジャンバッティスタ・グァダニーニも、フランシスコ会士が提示した十字架の道行きの民衆的信心の価値を損なおうとする同じような方向性の 1 冊の本を刊行した⁽³⁸⁰⁾。プジャティとデ・リッチは、この後者の著作を非常に気に入り、それを敵に対する決定的な回答とみなした。しかし、14 留の十字架の道行きに対するヤンセン派信奉者の絶え間ない攻撃にもかかわ

らず、14 留の十字架の道行きはこの闘いの勝者となった。それは、プジャティの新しい方法に対する、別けても民衆や、在俗、正規を問わない聖職者の粘り強い抵抗と、特に民衆や聖職者から非常に高く評価されていたポルト・マウリツィオの聖レオナルドが広めた伝統的形態に対する彼らの確固とした執着のお蔭であった。

しかし、プジャティは、自身の新しい方法が不成功だとわかると、1811 年にもう 1 つ別の設置方法を考案した。それは受難全体に及ぶもので、以下の 14 の留、すなわち 1) イエスが最後の晩餐の間に自身の受難を預言し、ユダによって裏切られる、2) オリーブ園でのイエスの苦悶、3) 逮捕され弟子に見捨てられるイエス、4) カイアフアの館で虐待され、聖ペテロによって否認されるイエス、5) ピラトの前で告発され、ヘロデによって嘲弄されるイエス、6) 笞刑と荊冠、7) 民衆の前に晒されバラバより疎まれるイエス、8) 死刑を宣告されたイエスが十字架の重みに耐えてカルヴァリオへ向かう、9) キレネ人によって助けられるイエス、10) 聖衣を剥ぎ取られ苦汁を嘗めさせられるイエス、11) 十字架の設置、12) イエスが善き泥棒に天国を約し、死刑執行人のために祈る、13) イエスが弟子に母を託し母には弟子を託す、14) イエスが墓に葬られる、を含むものであった。こうした簡略な紹介からわかるように、幾つかの中心地、特にヤンセン派の中心地では、フランシスコ会士が普及させた十字架の道行きの形態を完全に消滅させるために、いかなる骨折りも厭われなかった。しかし、こうした試みはすべて、教皇が公式

に決定してフランシスコ会士が普及させた十字架の道行きの形態を無傷のまま守るといふ、キリスト教聖職者と信徒たちの揺るぎない意志の前に無に帰していた。

この論争はプジャティにはいかなる成功も齎さなかったが、いずれにしても無駄ではなかった。事実、この論争のお蔭で、十字架の道行きは民衆の間に普及し、特に彼らによって実践された。次いで、十字架の道行きの幾つかの場面やその他の場面は、新たな科学的証明によってではないとしても、少なくともその意義をもっと正当に評価させる新しい心理学的考察のお蔭で、さらに明瞭にされたり、新たに明らかにされたりした。プジャティが用いたキリストの『明白な衰弱』(*Fadlesse apparente*) の指南書は、神学的-教義的論争を引き起こし、この論争では、プジャティとデ・リッチ、並びに彼らの追随者のあまり健全ではなく、やや異端的でもある理論が一方で厳しく批判された。他方、この論争はヤンセン派とフランシスコ派両派には、教会の最初期の著述家や聖教父たちを深く憂慮させていたひとつの問題を掘り下げること、すなわち、キリストの人性が「みことば」と仮定的に結びつけられて、いかに苦しみ死にえたのかを説明することを強いた。第 9 留が問題とされた不運な指南書がなかったとしても、プジャティの著作はとにかくフランシスコ会士の猛烈な反発を惹き起こしたであろうが、この場合にはヤンセン派の人々、さらに言えばデ・リッチの周辺の人々の間には反対者を見出さず、論争は教義的分野では終結をみなかったと推察される。しかし、論争はフランシスコ会士に限られ、福音書

に関係のない留についてであれ、十字架の道行きやそれを豊かにしている免償に対してフランシスコ会が享受した特権や特質についてであれ、歴史的で司法的な一種の小競合的性格を帯びたと推測される。論争がこの程度のものであったならば、おそらく、キリスト教的敬虔に対していかなる危険もなしに、より良心的な留の選択を通して、また、民衆の信心を高め宗教的教化によりよく資するという目的で、十字架の道行きの信心業をより偉大な完成へと導くこともできたであろう。しかし、不幸にして最初から、フランシスコ会士に対する無知の亡霊や、幾つかの信心業に対する盲信という亡霊は騒ぎ立てた。世界の隅々で、ポルト・マウリツィオの聖レオナルドの方法を含む伝統的な諸方法は誤りに満ち、信心を促すのに少しも適していないと叫ばれていた。そして教皇から独立して信仰を改革する権利の回復が、司教たちのために、いずれも凄まじいやり方と下品な文句や攻撃的な表現で要求されていた⁽³⁸¹⁾。

皇帝ヨーゼフ2世の支配下にあった国々では、十字架の道行きの拡大は短期間に失速した。新しい2次的な信心業の廃止を命じる同皇帝の勅令は、十字架の道行きにも及んだ。さらにオーストリアの司教団は、プジャティが導入した新しい形態に好意を示し、18世紀末にはウィーンの教会権威者は、受難全体を含み、かつ福音書に関係のない留を排除した11留の十字架の道行きの設置を命じた⁽³⁸²⁾。いずれにしても、この後者の形態は短期間続いただけで、1799年と1817年にはウィーンで14留の十字架の道行きの信心業のための指南書が

出版された。これはおそらく、我々が知り実践している形態と同様の14留の決定形の十字架の道行きが遭遇した最後の抵抗であったと言える。

18世紀末以降、十字架の道行きはあらゆる国々に決定的に流布し、普及した先々でその他のすべての形態に取って代わり、教会に公式に認められ、免償で豊かにされた唯一の形態として人気を博した。この十字架の道行きは、今日普く広がり実践されている。全世界のすべての聖堂や礼拝堂、巡礼聖堂には、たとえそれらが非常に遠く人里からも離れ、孤立した場所にあるとしても、十字架の道行きは見出されるし、新しい聖堂か礼拝堂を建てる際にまず考えるべきことは、十字架の道行きの設置であると言いつけることもできる。十字架の道行きの信心業を少なくとも週に1回、さらには毎日ですら実践している司祭や修道士、修道女、信徒は数多い。このように、この敬虔な信心業は魂にとっては豊かで永続的な恩寵の源であり、煉獄の魂にとっては罪の軽減の効果的な手段、また、罪人にとっては受けるべき罰の赦しを神から得るのに適した救済策なのである。

今日でも、十字架の道行きの形態と信心業には極めて大きな統一性が認められる。というのも、設置方法と実践方法は教会によって規定されており、そうした規定は十字架の道行きの有効性と免償獲得のために厳守されなければならないからである。今日、この敬虔な信心業の作り方に相違があるとしても、それらはまったく2次的なことであり、14留の形態にも、十字架の道行きの実践方法にも関係しておらず、(免

償獲得に不可欠というわけではない) 些細なことか、使用した指南書に関係しているにすぎない。事実、指南書の数は祈祷書のそれに匹敵するくらい多く、それらの間には極めて大きな多様性が存在している。信心書については、修道士や修道女、司祭、信徒といったあらゆる範疇の人々向けのものや、1年のあらゆる時期、とりわけ聖週間用のもの、さらに聖心や聖母マリア、苦しみの聖母、聖ヨセフ、煉獄の魂といったあらゆる種類の信心向けのもが見出される。従って、誰でも難なく自身の要求と傾向によりよく合致した指南書を選ぶことができるのである⁽³⁸³⁾。

結 語

我々が示そうと試みてきたように、十字架の道行きの信心業の起源は、受難に対する信心と密接に関係している。十字架の道行きは、受難に対する信心のごく近くで多様な発展過程を辿り、数世紀間キリスト教徒が実践してきた一連の特殊な信心業を身に帯びて、同信仰の自然かつ論理的な帰結点となっている。十字架の道行きの現在の形態は、ベルギーのフランドル語圏で生まれ、まずはスペインに移植され、次いでスペインからイタリアに齎された。イタリアでは、十字架の道行きは、フランシスコ会の働きによって早くも17世紀前半に改良され、ポルト・マウリツィオの聖レオナルドの不断の活動と複数の教皇による寛大な免償の認可のお蔭で、18世紀にはその決定形に至った。この完成形は、19世紀には遂に世界のあらゆる地域や場所で決定的

に定位置に着き、幾つかの場所ではまだ存続し、キリスト教徒によって実践され続けていたその他の形態を不利にさせたのである。

(完)

【凡例】(前号より再録)

1. 人名やキリスト教の専門用語等の訳語や表記については、それらの多くを、新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典 総索引』研究社 2009年に拠って統一した。
2. *と (N. d. T.) : イタリア語訳者 P. ペッリツァーリが原註に付加した註
3. *と (M. P.) : ミケーレ・ピッチリッロ神父の勧めにより、イタリア語訳者 P. ペッリツァーリが原註に付加した註
4. **と (N. d. S.) : 邦訳者関根が原註に付加した註
5. 図版は、原文やイタリア語訳には存在せず、邦訳者関根が付したものである。

【註】

- (269) Bruxelles 1648.
- (270) Köln 1650.
- (271) *Novus libellus supplex*, cit., p. 140.
- (272) K.A. Kneller, *op. cit.*, p. 167, n. 4.
- (273) *Ibid.*, p. 168 を参照。
- (274) *Ibid.*, pp. 85-86 と 169 を参照。
- (275) *Ibid.*, pp. 168-169 を参照。
- (276) *Ibid.*, p. 82.
- (277) Köln 1660.
- (278) Köln 1667.
- (279) K.A. Kneller, *op. cit.*, p. 169 を参照。

- (280) M. Suàrez, O.F.M., *El templo del gran Patriarca S. Francisco de la provincia de los XII Apóstoles del Perú en la ciudad de los Reyes*, Madrid 1674, pp. 10-11, e S. Eijàn, O. F. M., *España en Tierra Santa. Paginas de la vida franciscana en Oriente (Siglo XVII). Apuntes históricos*, Barcelona 1910, pp. 238-239を参照。
- (281) *Das ist christliche Predigten ... von dem allerheiligsten schertzhafftigsten Leyden Jesu Christi*, München 1639.
- (282) *Creutzgan Christi*, Konstanz 1628 を参照。
*この文章と次の文章には重複した字句がある。それらは明らかに誤植である (N. d. T.)。
- (283) K. A. Kneller, *op. cit.*, pp. 173-174 を参照。
- (284) *Les stations de Jérusalem pour servir d'entretien sur la passion de N.S.J.C.*, Paris 1680.
- (285) *Calle de amargura, como habemos de seguir Christo, y meditaciones de su pasión*, Madrid 1622.
- (286) *Direttorio della Via Crucis*, Firenze 1628; 1690², pp. 7-8.
- (287) *El devoto peregrino y viage de Tierra Santa*, Madrid 1626.
- (288) *Cronica de la provincia de Siria y Tierra Santa de Jerusalem*, Madrid 1684.
- (289) *Op. cit.*, p. 239.
- (290) *Topografia de Madrid*, Madrid 1656.
- (291) *Loores del dignísimo lugar de Calvario*, Madrid 1551.
- (292) *Op. cit.*, pp. 239-240.
- (293) *Essercitii spirituali delli romitorii instituiti dal nostro Serafico Padre per utilità de i suoi frati*, Roma 1626. ルイージ・ダ・ローマ神父によるスペイン語からの翻訳。
- (294) *Arch. Franc. Hist.*, t. II, 1909, pp. 341-342 中。
- (295) *Bullarium Ordinis Min. Capuccinorum*, t. III, Roma 1745, pp. 231-232 を参照。
- (296) *Trilogio della Via Crucis*, p. 4 を参照。
- (297) *Ibid.*, pp. 9-10.
- (298) Firenze 1628; 1690².
- (299) *Op. cit.*, p. 13.
- (300) *Arch. Franc. Hist.*, t. II, 1909, p. 341 中。同左、*Die Errichtung des ersten Kreuzwegs von Florenz*, in *Wissenschaftliche Beilage zur Germania*, Berlin 1908, pp. 116-118; K. A. Kneller, *op. cit.*, pp. 175-177.
- (301) Bocci, *Il convento di Giaccherino*, Pistoia 1874, p. 60; E. Palandri, O.F.M., “La Via Cricis del Puiati”, in *Studi Franc.*, 2^a serie, t. X, 1924, p. 20.
- (302) *Le dodici stazioni che 'l Signore fondò dal Pretorio di Pilato in fino al sacro sepolcro*, 2 voll., Napoli 1634-1644.
- (303) M. Bihl, “De historia Viae Cricis”, in *Arch. Franc. Hist.*, t. I, 1908, p. 58 を参照。
- (304) *Vita del ven. servo di Dio P. Antonio da Olivadi, della provincia di Reggio in Calabria*, Palermo 1747, pp. 150-151.
- (305) “Lluch”, 1933, nn.148, 149 と150 中。
- (306) *Studi Franc.*, 3^a serie, t. VII, 1935, p. 115 を参照。
- (307) *Op. cit.*, pp. 240-241.
- (308) *Bullarium romanum*, t. XIX, Napoli 1872, pp. 709-711 を参照。
- (309) *Chronologia historico-legalis seraphici Ordinis*, t.III, Roma 1752, p. 279 を参照。
- (310) *Chronologia historico-legalis*, cit., t. III, p. 316 を参照。
- (311) *Bullarium romanum*, cit., t. XX, pp. 491-492 を参照。

- (312) *Ibid.*, pp. 773-774 を参照。
- (313) *Acta Ordinis Minorum*, t. LI, 1932, pp. 133-136; 163-164 を参照。
- (313a) *La via sacra, ovvero la devota guida della Via crucis o strada dolorosa del nostro appassionato Gesù dalla casa di Pilato sino al Calvario, coll'aggiunta delle figure incise in rame, stabilita nella chiesa di Aracoeli di Roma*, Roma 1702.
- (314) *Via Crucis*, Rovereto 1717.
- (315) *Tertia seraphica vinea, sive Tertius Ordo de poenitentia a S.P.N. Francisco institutus*, Köln 1720.
- (316) *Ibid.*, p. 194.
- (317) *Ibid.*, p. 198.
- (318) E. Pauck, *op. cit.*, p. 192; S. Leonardo da Porto Maurizio, *Via sacra spianata*, Roma 1731, p. 21 を参照。
- (319) *Collezione completa delle opere*, t. III, Roma 1853, pp. 119-134.
- (320) *Via sacra spianata ed illuminata, dopo la dichiarazione di Clemente XII intorno alla Via crucis, con istruzioni per praticare con frutto un sì sancto esercizio*, Roma 1731.
- (321) “Discorsi e fervorini per esercizio della Via Crucis”, in *Collezione completa delle opere*, t. VIII, Roma 1854.
- (322) R. Albani, O.F.M., *Origo, excellentia viaeque crucis erigendae renovandae visitandaeque ritonomia*, Foligno 1867, p. 33 を参照。
- (323) E. Palandri, O.F.M., “La Via Crucis del Puiati”, in *Studi Franc.*, 2^a serie, t. X, 1924, pp. 32-39 を参照。
- (324) *Bullarium Romanum*, t. XXII, Torino 1871, pp. 339-342 を参照。
- (325) E. Palandri, *art. cit.*, pp. 32-35 を参照。
- * * フランス語の原文においてもイタリ
ア語訳においても、ラテン語の当該箇所は
連続した文章として引用されているが、本
邦訳では文意を成立させるために、それを
2つに分けて掲げた (N. d. S)。
- (326) L. Ferraris, O.F.M., *Prompta bibliotheca canonica...*, t. IV, Paris 1865, coll. 527-530; E. Palandri, *art. cit.*, pp. 22-23.
- (327) L. Ferraris, *op. cit.*, t. IV, coll. 530-532 を参照。
- (328) E. Palandri, *art. cit.*, pp. 42-45.
- (329) *Ibid.*, pp. 22-23, 46-47; K. A. Kneller, *op. cit.*, p. 193, n. 4 を参照。
- (330) *Analecta Ord. Min. Capuccinorum*, t. XIII, 1897, p. 185 を参照。
- (331) E. Palandri, *art. cit.*, pp. 33-34 を参照。
- (332) S. Eiján, *op. cit.*, pp. 239-240 を参照。
- (333) *Via Crucis*, Rovereto 1717.
- (334) *Pratica devota delle sacre stazioni della Via Crucis ricavata dalla Sacra Scrittura*, Trento 1758.
- (335) *Pratica del devotissimo esercizio della Via Crucis*, Trento 1758.
- (336) *Metodo da tenersi nel fare la santa Via crucis*, Mantova 1767; *Via crucis in preparazione ... a comodo singolarmente delle monache*, Parma 1772; *Via crucis proposta a comune vantaggio con tre facili e chiare formole di meditare li misteri*, Bassano 1757 e 1780.
これらの著作は、ジャチント・ダ・カンタ
ルーボ⁶の *Cenni biografici sugli uomini illustri della francescana osservante provincia di Bologna*, t. I, Parma 1894, pp. 84-85 では彼に帰されて
いないため、いずれにしても著者の帰属は
依然として曖昧なままである。
- (337) *Pregi della Via crucis esposti alla divozione dei*

- fideli*, Parma 1777; *Discorsi morali sopra il santo esercizio della Via crucis*, in 3 voll., Bologna 1781, 1782 e 1783; *Li venerdì di marzo santificati per mezzo del santo esercizio della Via crucis*, Padova 1802; *Via crucis versibus latinis et italicis exposita*, (autografa) e pubblicata a Parma 1785; Modena 1857; due formule in prosa Italiana; *La Via crucis comprovata e giustificata nelle quattordici sue stazioni contro le calunnie di critici intemperanti*, Parma 1783.
- (338) *La religiosa invitata da Gesù Cristo ad accompagnarsi seco lui nella Via della croce distribuita in quattordici stazioni*, Venezia 1769.
- (339) *Metodo breve e facile di praticare con frutto l'esercizio della Via crucis*. これについては複数の異なる版があった。
- (340) *Origine, progresso, dilatazione ed eccellenza della Via Crucis*, Padova 1748 e 1760.
- (341) “S. Leonardo da Porto Maurizio e la Via Crucis al Colosseo” in *Osservatore Romano*, 25 marzo 1935を参照。
- (342) “Discorsi e fervorini per esercizio della Via Crucis”, in *Collezione completa delle opere*, t. VIII, Roma 1854, pp.39-62; E. Palandri, *art. cit.*, p. 48も参照。
- (343) K. A. Kneller, *op. cit.*, p. 184.
- (344) G. Tinkhausers, *Beschreibung der Diözese Brixen*, t. V, Brixen[Bressanone] 1890, p. 617を参照。
- (345) *Ibid.*, t. III, 1885, p. 629.
- (346) *Ibid.*, t. III, p. 734; t. IV, pp. 64 e 228; t. V, p. 457.
- (347) *Ibid.*, t. IV, p. 203; t. V, p. 550.
- (348) *Ibid.*, t. IV, pp. 254 e 354.
- (349) *Ibid.*, t. IV, pp. 87 e 208.
- (350) *Ibid.*, t. V, pp. 650 e 696.
- (351) *Ibid.*, t. V, pp. 271 e 741.
- (352) M. Bihl, O.F.M., *Geschichte des Franziskanerklosters Frauenberg bei Fulda*, Fulda 1907, pp. 181-186; Idem, “De historia Viae crucis”, in *Arch. Franc. Hist.*, t. I, 1908, pp. 58-59を参照。
- (353) G. Golubovich, O.F.M., *Iconographiae locorum et monumentorum veterum Terrae Sanctae accurate delineatae et descriptae*, Roma 1902, p. 117.
- (354) *Op. cit.*, p. 129.
- (355) *Kunstdenkmäler des Königreiches Bayern*, t. IV, Munchen 1906, p. 198; K. A. Kneller, *op. cit.*, p. 129, n. 3を参照。
- (356) *Op. cit.*, p. 174, n. 2を参照。
- (357) “La «Via crucis». Saggio bibliografico”, in *Miscellanea Franc.*, t. VIII, 1901, pp. 11-13.
- (358) その形体は、*Opere complete*, ed. di Venezia, t. II, (1868), pp. 168-176 中で公にされた。
- (359) *Prediche e lettere inedite*, pp. 167-17[?], Quaracchi, 1915を参照。
- (360) *Opere complete*, ed. Venezia, t. II, p. 143 ssを参照。
- (361) *Art. cit.*, pp. 13-19を参照。
- (362) “La formula «Crucifigatur» della Via crucis”, in *Le Venezie Franc.*, t. V, 1936, pp. 99-102.
- (363) *Art. cit.*, p. 54を参照。
- (364) *Creutz-Weeg unsers Erlösers und Seeligmachers Jesu Christi in vierzehn Stationes oder Stillstellungen abgetheilet*, München 1726²; *Heilige Walfahrt: das ist: Andächtige Besuchung des schmerzhaftigen Creutz-Weegs ... abgetheilet in 14 Stationes oder Beth-Orth ... aufgerichtet von denen PP. Franciscaneren in unterschiedlichen Orthn und Conventen*, Kempten 1744; *Gründlicher*

- Unterricht von denem so genannten heiligen Creutz-Weeg, welcher von denen PP. Franciscaneren allenthalben pflegt aufgerichtet zu werden, Kempten 1739⁵.*
- (365) *Oorpronck ende Voortganck der devotie van den Kruyswech, Gand 1752; Geestelyke pelgrimage naar het H. Landt, oft devotie tot den bloedigen H. Kruysweg, Gand 1759.*
- (366) *Godtvruchtigheyt der uytverkorene bedeylt in dry deelen. その第2部には、Den wegh van het bitter Lyden Jesu Christi met afdeelinghe van de Statien in voetstappen, etc. gelyck die te Jerusalem bevonden is, Antwerpen 1710 が含まれている。*
- (367) S. Dirks, O.F.M., *Histoire littéraire et bibliographique des Frères-Mineurs de l'Observance de S. François en Belgique*, pp. 395-396; K. A. Kneller, *op. cit.*, pp. 107, n. 2, e pp. 184-185 を見よ。
- (368) *Pio esercizio detto la Via crucis, Firenze 1782.*
- (369) “Osservazioni di un ecclesiastico sopra la nuova Via crucis attribuita al Padre Puiati, monaco Cassinese”, ms. in *Arch. Ricci*, filza 39, cc. 213 ss.
- (370) *Esame e giudizio di un ecclesiastico sopra un nuovo libretto di Via Crucis...*, Bologna 1782; *Illustrazione del foglio di Supplemento agli Annali ecclesiastici*, n. 2 dell'anno 1783.
- (371) *Lettera di un chierico studente ad un amico sopra il libro intitolato: Esame e giudizio...*, Roma 1783.
- (372) *Dialogo sulla Lettera del chierico studente, qui corretto dal P. Lettore, Cosmopolis 1783.*
- (373) この手稿は、*Arch. Ricci*, filza 39, cc. 238 ss. に収められている。また、E. Palandri によって *Studi Franc.*, 2a serie, t. XI, 1925, pp. 461-494 において大部分公表された。
- (374) *La pratica del pio esercizio della Via crucis, introdotta nella Chiesa da' Frati Minori, vendicata dalle obbiezioni di Don Giuseppe M. Puiati, monaco Cassinese, e censura della nuova da esso Puiati ideata, Viterbo 1783.*
- (375) *La difesa dell' antico modo della Via crucis e la censura del nuovo, Viterbo 1785.*
- (376) *Apologia del pio esercizio detto la Via crucis opposta alle censure del P.D.G.M. Puiati, coll' aggiunta del modo pratico di frequentare con vantaggio spirituale lo stesso pio esercizio, Parma 1783.*
- (377) *La via crucis comprovata e giustificata nelle quattordici sue stazioni contro le calunnie di critici intemperanti, Parma 1784.*
- (378) *Il pio esercizio della Via crucis..., con la risposta all' Annalista di Firenze*, s. 1. 1783.
- (379) *Riflessioni ad un amico sopra di una Lettera di D.G.M. Puiati, nella quale si lusinga invano di giustificare il suo libriccino: Pio esercizio detto Via crucis, Bergamo 1784.*
- (380) *Difficoltà sopra il pio esercizio della Via crucis, Venezia 1786.*
- (381) E. Palandri, O.F.M., *La via crucis del Puiati e le sue ripercussioni nel mondo giansenistico e in quello francescano ai tempi di Mons. Scipione de' Ricci*, Firenze 1927 による、この論争についての権威ある解説を見よ。
- (382) *Kirchenlexicon*, Freiburg im Br. 1851, col. 274 を参照。
- (383) 読者は、十字架の道行きに関連する免償に関してはすべて、我々が刊行した *Dict. Droit. Can.*, fasc. XXII, coll. 816-841 を参照されたい。そこには広範囲に亘る一般的かつ特殊な参考文献が含まれている。

[図版出典]

図1～4：訳者撮影



図1 サン・ミニアート・アル・モンテ教会
に至る坂の上に設置された十字架の道行き
1628年 フィレンツェ (イタリア)



図2 サン・ミニアート・アル・モンテ教会
に至る坂の上に設置された十字架の道行き
1628年 フィレンツェ (イタリア)



図3 ジャケリーノ丘上に設置された十字架
の道行き 1630年 ピストイア (イタリア)



図4 ジャケリーノ丘上の十字架の道行きの
第12留 1630年 ピストイア (イタリア)

